

監査報告書

令和2年5月25日

学校法人嘉悦学園
理事 会 御中
評議員会 御中

学校法人嘉悦学園

監事 比留間 進

監事 藤川 絵子

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人嘉悦学園寄附行為第11条の規定に基づき、学校法人嘉悦学園（以下、「当学園」という。）の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行った。

1. 監査の方法

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、太陽有限責任監査法人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど、業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について意見を述べるに当たり必要と認めた監査手続を実施した。

2. 監査の結果

- (1) 当学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適正でないと言うべき事実は認められない。
- (2) 当学園の業務及び財産の状況に関し不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

なお、以下の事項を、監事の意見としてここに付記する。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染症との共存関係が今後も継続することを踏まえ、当学園を取り巻くステークホルダーの安全・安心を確保するために必要な感染症対策の徹底、「学びの継続」を確保するために必要な心のケア、経済的負担軽減、ＩＣＴ環境の整備などに、重点的に取組む必要があると考える。
- ② 当学園では、今後予想される経営環境の変化を見据え、第1次中期経営計画の最終年度を令和4年度から令和2年度に前倒しし、令和3年度を初年度とする第2次中期経営計画を策定するものとされている。ポスト・コロナ感染症の時代に向けて、大きな社会変革が一気に加速することが予想される中、これらの変化に前向きに対応し、目まぐるしく変わる環境にも柔軟に即応できる学園経営に向けた計画策定がなされる必要があると考える。

以上